

札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的研究費等に関する行動規範

競争的研究費等は、国民の貴重な税金等でまかなわれている。その使用にあたっては社会的責任を自覚し、適正かつ効率的に行わなければならない、決して社会からの信頼を損ねるような使用は断じて許さない。そのため、競争的研究費等の使用に関し、自ら厳正に律しなければならない。

札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）は、ここに競争的研究費等の使用に関する行動規範を定め、本学における研究に従事する、全ての者の規範とする。

1. 公正かつ効率的な使用について

本学における研究者等は、競争的研究費等の原資が国民の税金等による支援であり、本学が管理責任を有する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。

2. 法令等の遵守について

本学における研究者等は、競争的研究費等の使用に際し、法令等、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部競争的研究費等の取扱いに関する規程」及び「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部競争的研究費等の取扱要領」に定められた、事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。

3. 計画的かつ適正な使用について

本学における研究者等は、競争的研究費等の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。

4. 不正使用の防止について

本学における研究者等は、相互の理解をもって連携し、競争的研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。

5. 取引業との関係について

本学における研究者等は、競争的研究費等の使用に際し、取引業者との関係において社会の疑惑や不信を招くことのないように、公正に行動しなければならない。

6. 使用ルール等の理解について

本学における研究者等はコンプライアンス・研究倫理教育を必ず受講し、競争的研究費等の使用に関する事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

附 則

この行動規範は、学長裁定のもと、平成28年9月7日から施行する。

附 則（2023年3月15日合同教授会）

この行動規範の一部改正は、2023年4月1日から施行する。